

知立市税条例の一部を改正する条例

問 条例の改正内容と議案提出の経緯は。

答 内容は、知立市法人市民税超過課税の延長に関するもの。現在進めている知立駅周辺整備事業の実施のため、資本金等の額が1億円を超える法人に対して、平成18年度から適用している法人市民税の税割部分の超過課税を、事業の期間により令和8年3月31日まで5年間延長する等、所要の規定を整備するもの。

問 令和元年度決算において、市税の総額は129億円余、うち法人市民税は10億円余だが、超過課税の令和元年度税収額と、過年度の税収額の推移は。

答 令和元年度決算で、約1億2千万円で、平成18年度から14年分の累計は、約8億7千万円、年平均約6千200万円になり、当市の貴重な財源と認識している。

問 超過課税が、連立事業や駅周辺土地区画整理事業費の一般財源に占める割合は。

答 市費ベースで直近5年間に、知立駅付近連続立体交差事業等への事業費は59億9千万円ほどになり、その内超過課税が4億8千万円ほどで、8%程度を充てている。

問 コロナ禍における企業を取り巻く厳しい情勢下、超過課税

に対する考え方は。

答 課税が当たり前と受け止めるのではなく、今後も真摯に企業の意見を聞く。主要事業進捗のため丁寧な事業概要等の説明をして、歳出削減にも努め、貴重な財源を有効活用していく。

知立市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例

問 本条例提出の経緯や背景は。

答 平成29年4月1日より、地方自治法第252条の17の2に基づき、愛知県より都市計画法の開発許可等の事務移譲を受け、現在実施している。令和元年度には、企業誘致を進めるため、企業立地推進課を設け、2年4月には、都市計画マスタープランの改定を行い、産業促進拠点を位置付け、企業誘致を進めてきている。



問 本条例を制定する目的、意義の説明を。

答 この条例化で、愛知県と協議することなく、市が都市計画法の開発等の許可権限を持つことができ、市民により身近な行政サービスを迅速に提供できる、企業誘致等、市独自のまちづくり施策等をスピーディーに進めることができるようになる。また、開発地区を限定することで、まず指定された地区での開発検討を推進していく等、未利用地を生まないような形で進めることができる。

知立市体育施設条例の一部を改正する条例

問 本条例の改正内容の説明を。

答 現在のトレーニング場は地下にあり、窓もないため、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、令和2年3月3日から現在に至るまで、利用中止になっている。ここを利用再開できるように、窓がある現在の1階の会議室に移設して、会議室は地下のトレーニング場跡に移していくもの。また、移設等に伴い、当該施設の使用料等を改正するもの。

令和2年度知立市一般会計補正予算

問 市民体育館管理運営事業、営繕事業等の財源を見ると、総務費寄附金、企業版ふるさと納税で1千300万円計上されている。これは開会日冒頭、市長の提案説明でスギ薬局からの寄附により事業が実現したと理解しているが、一連の説明を。

答 令和2年10月に福祉体育館は、株式会社スギ薬局とネーミングライツ契約が済み、12月1日から5年間福祉体育館は「スギ薬局知立福祉アリーナ」という愛称に変わっている。機械器具購入費とトレーニング場移設工事費は、株式会社スギ薬局の寄附により行うもの。市民体育館営繕工事費は国の臨時交付金で、吸気ファンを直すもの。株式会社スギ薬局から色々な高齢者対策への提案もあり、しっかりと連携していく。